

和光市図書館ユーチューブ運用要領

令和2年12月3日決裁

(目的)

第1条 この要領は、和光市図書館（以下「図書館」という。）が、Y o u T u b e（以下「ユーチューブ」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ Google LLCがインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。
- (2) アカウント 図書館がユーチューブ上において動画を管理するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) チャンネル アカウントで管理され、図書館の動画が掲載されているチャンネルをいう。

(運営主体及び運用管理者)

第3条 チャンネルの運営主体は図書館とし、運用管理者は図書館長とする。アカウントの管理及び動画の配信は図書館が行う。

- 2 アカウント名は、和光市図書館チャンネルとする。
- 3 運用管理者は、アカウント及びチャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。
 - (1) ユーザー情報並びにパスワード等の管理
 - (2) ユーチューブ上へ投稿する動画等の掲載及び削除等の承認、指示
 - (3) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(アカウント運営主体の明示)

第4条 図書館は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名を図書館ホームページ上に明示する。

- 2 図書館は、アカウントの運営主体についてチャンネルの概要欄に明示する。

(掲載内容)

第5条 図書館は、次の各号に掲げる情報を提供する。

- (1) 図書館の活動に関する情報
- (2) その他、運用管理者が適当と認めるもの

(情報発信)

第6条 チャンネルを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、原則として図書館が行う。

- 2 掲載する内容については、和光市総務部情報推進課が別途定める「和光市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（平成26年9月29日施行）」に基づき、適切な情報の提供に努める。
- 3 発信する情報は、原則として動画の配信のみを行うこととし、動画に対するコメント等の投稿を停止して利用する。ただし、運用管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

(著作権)

第7条 チャンネルに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、図書館又は現著作者に帰属する。

- 2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責事項)

第8条 図書館は次の号に掲げる事項について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 図書館が発信した情報を利用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 前2号に掲げるものの他、図書館アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) この要領は、予告なく変更及び見直しを行う場合があるものとし、なんらかの理由で不都合が発生した場合は運用を中止することができるものとする。

(その他)

第9条 その他この要領に定めのない事項は、運用管理者が別に定める。

付則

この要領は、令和2年12月3日から施行する。